

自動販売機設置に関する覚書（案）

沖縄市長 桑 江 朝千夫（以下「甲」という。）と ○○○○（以下、「乙」という。）とは、自動販売機の設置による飲料（以下「本飲料」という。）販売について、下記のとおり覚書を締結する。

記

（設置場所）

第1条 甲は、乙が乙所有の自動販売機を甲の指定する下記の場所に設置し、本飲料を販売する事を承認する。

設置場所：モータースポーツマルチフィールド沖縄

設置台数：本飲料自動販売機1台

（管理責任及び諸経費）

第2条 乙は、乙の責任において自動販売機の設置、交換、稼働、修理補修、撤去、安全対策、衛生管理等を実施するものとする。

2 前項に係る費用は、全て乙の負担とする。

（出入許可）

第3条 甲は、前条の事由による第1条記載の場所への乙の出入りを許可する。

（協力関係）

第4条 甲は、自動販売機の保全に協力するとともに自動販売機についての損壊、盗難・事故、運転の不円滑、その他異常が発覚した時は、遅滞なく乙に通報するものとする。乙は、甲より通報を受けた場合速やかに適切な対応を図るものとする。

（販売手数料）

第5条 乙は甲に対し、本飲料販売に係る売り上げ（消費税別）の20%を手数料として支払うものとする。

2 乙は、前項の手数料を四半期毎に取りまとめて、原則翌月の末日までに甲の指定する方法により甲へ支払うものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期限は、令和3年○月○日より令和4年3月31日までとする。

（電力使用方法）

第7条 自動販売機の消費電力料は、甲が子メーターを検針して電気料を精算し乙に請求するものとする。

2 乙は、甲からの請求後、速やかに甲の指定する方法により甲へ支払うものとする。

（協議事項）

第8条 甲及び乙は信義に則り、誠実に本覚書を履行するとともに、本覚書に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本覚書締結の証として覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 沖縄市長 桑 江 朝千夫

乙